

多気町公告第23号

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、多気町契約規則（平成18年多気町規則第41号）第6条の規定により公告します。

平成27年 6月22日

多気町長 久保 行男

1 入札に付する条件

- (1) 工 事 場 所： 多気町 丹生 地内
- (2) 工 事 名： 平成27年度 多気町水道事業 丹生配水池 進入路改良舗装工事
- (3) 工 期： 契約日 ～ 平成27年10月30日 まで
- (4) 入 札 執 行 日 時： 平成27年 7月15日（水） 午前9時00分
- (5) 入 札 執 行 場 所： 多気町役場 2F 第2会議室
- (6) 予 定 価 格 ￥15,300,360（消費税抜き）
- (7) 最 低 制 限 価 格 （ 設 定 有 り ）
- (8) 同 日 落 札 制 限 方 式 （ 適 用 有 り ）
- (9) 競争参加資格事前審査方式

本工事は、競争参加資格のうち建設業許可等の基本項目等及びその他の参加資格を入札前に審査する事前審査方式の試行工事です。

2 参加資格に関する事項

本工事の入札に参加できる者は、次に掲げる条件を満たしている者としてします。

- ア 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による「別表に掲げる発注業種」の建設業者であること。
- イ 建設業法第27条の23の規定による経営事項審査を受審し、かつ有効期限内であること。
- ウ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- エ 多気町建設工事入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
- オ 多気町建設工事指名停止措置要領又は三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領による資格（指名）停止を受けている期間中でない者であること。
- カ 別表「地域要件」欄に記載がある場合、当該要件を満たす者であること。
- キ 別表「企業要件」の「同種工事の施工実績」欄に記載がある場合、当該要件を満たす者であること。
- ク 手形交換所により取引停止処分を受ける等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- ケ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく会社更生手続開始若しくは更生手続開始の申立がなされている場合、又は、民事再生法（平成1

1年法律第225号)に基づく再生手続開始若しくは再生手続開始の申立がなされている場合にあっては、一般競争(指名競争)入札参加資格の再審査に係る認定を受けていること。

コ 建設業退職金共済制度に加入している者であること。

サ 本工事に建設業法第26条及び同法施工令第27条の規定による主任技術者又は監理技術者で、次の基準を満たす者を開札日までに配置できること。ただし、公告日において配置予定技術者が他の工事に従事している場合は、三重県公共工事共通仕様書1-1-6の規定によるものとする。

シ 別表「技術要件」の「配置予定技術者」欄に記載がある場合、当該要件および次の基準を満たす者を配置できる状況にあること。

ス 三重県公共工事共通仕様書1-1-6の規定による主任技術者又は監理技術者であること。

セ 監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有すること。

ソ 本工事の競争参加申請書の受付最終日以前に3ヶ月以上の恒常的な雇用関係にあること。ただし、合併、営業譲渡又は会社分割による所属企業の変更があった場合、緊急の必要その他やむを得ない事情がある場合については、3ヶ月に満たない場合であっても恒常的な雇用関係にあるものとみなします。

3 入札手続等

(1) 設計図面並びに仕様書の配付等

ア 設計図面並びに仕様書(以下「設計図書等」といいます。)は多気町ホームページもしくは、次のとおり閲覧に供します。

(ア) 閲覧期間 公告日から開札日前日までの午前9時から午後4時30分まで(土曜日、日曜日及び祝日を除きます。)

(イ) 閲覧場所 多気町役場 総務税務課 電話 0598-38-1111

(ウ) 購入方法 設計図書等の複写を希望する者は、総務税務課窓口において申し出てください。要複写費用(実費相当)。

(2) 設計図書等に対する質問

設計図書等に対する質問がある場合には、次のとおり書面(様式第5号)により提出するものとします。なお、入札に関する質問は、書面でのみ受け付け、電話、口頭など個別では受け付けません。

ア 質問の提出

(ア) 提出期間 公告日から別表に記載する日までの午前9時から午後4時30分まで(土曜日、日曜日及び祝日を除きます。)

(イ) 提出場所 多気町役場 総務税務課

(ウ) 提出方法 書面は持参によるものとし、郵送及び電送(ファクシミリ)によるものは受け付けません。

イ 質問に対する回答

(ア) 回答方法 多気町ホームページにおいて、閲覧に供することにより回答します。

(イ) 回答期限 原則として受付けた日を含め3日後に回答します。(土曜日、日曜日及び祝日を除きます。)

(3) 競争参加資格の確認（事前条件確認審査）

入札参加希望者は、競争参加申請書等を持参により提出してください。これらの提出書類により競争参加資格の確認（事前条件審査）を行います。

なお、提出期間にこれらの書類を提出しない者又は競争参加資格がないと認められた者は入札に参加することができません。

(ア) 提出書類 別表に記載する書類を提出してください。

(イ) 提出期間 上記の書類を別表に記載する日までの午前9時から午後4時30分まで（土曜日、日曜日及び祝日を除きます。）

(ウ) 提出場所 多気町役場 総務課

(エ) 提出方法 紙媒体による持参での提出のみとし、郵送又は電送（ファクシミリ）によるものは受け付けません。

(4) 入札書提出時における添付書類の内容

入札書提出時における競争参加資格確認の添付資料は次のとおりとします。

ア 納税確認

次の(ア)又は(イ)による納税確認書及び納税証明書の写しを提示してください。ただし、納税確認書及び納税証明書の写しの提出日から前6か月以内に発行されたものに限り、提示がないと当該入札等には参加できません。

(ア) 町内に本店及び営業所を有する事業者

- ① 多気町が発行するすべての町税の完納証明書
- ② 所管県税事務所が発行するすべての県税の納税確認書
- ③ 所轄税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書（その3未納税額のないこと用）

(イ) 町外に本店を有する事業者

- ① 所管県税事務所が発行するすべての県税の納税確認書
- ② 所轄税務署が発行する本店分に係る消費税及び地方消費税の納税証明書（その3未納税額のないこと用）

(5) 競争参加資格の確認項目及び確認結果の通知

競争参加資格の確認については、入札前に実施する事前条件審査及び開札後に実施する参加資格事後審査を確認する項目は次のとおりとします。

ただし、参加資格事後審査を実施する場合については、落札候補者のみ実施することとします。なお、くじになった場合にあっては、くじの当選者を落札候補者とします。

ア 競争参加資格事前審査方式の場合

・入札参加希望者の建設業許可業種・経審点数・地域要件等の基本項目に係る事項及び要件を審査し、確認結果は別表に掲げる日に通知予定とします。

イ 競争参加資格事後審査方式の場合

・落札候補者の事項及び要件を審査し、決定から3日以内に通知します。

(6) 競争参加資格確認申請に係る注意事項

ア 申請書及び添付書類の作成に係る費用は、申請者の負担とします。

イ 提出された添付書類は、本工事の競争参加資格の確認に使用する以外は、無断で他の資料として使用しません。

ウ 提出された添付書類は返却しません。

エ 入札時に提出する添付資料の差し替え、再提出は認めません。

また、提出期限以降における申請書又は資料の差し替え及び再提出は認めませんので不足や誤り等がないように十分注意してください。

オ 落札候補者には、提出資料の内容確認を行うことがあります。

(7) 競争参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

競争参加資格がないと認められた者は、競争参加資格がないと認められた理由について、次のとおり説明を求めることができます。

ア 提出期間 競争参加資格がないと認められた通知を受領した日から下記の日までの午前9時から午後4時30分まで（土曜日、日曜日及び祝日を除きます。）

・事前条件審査で競争参加資格がないと認められた日から5日以内

・事後審査で競争参加資格がないと認められた日から5日以内

イ 提出場所 多気町役場 総務税務課

ウ 提出方法 説明を求める旨を記載した書面を提出して行うものとします。なお、書面（様式は自由）は持参するものとし、郵送又は電送（ファクシミリ）によるものは受け付けません。

エ 回答方法 説明を求めた者に対し、書面により回答します。

(8) 入札方法

入札に当たっては、以下に示すほか、別に配布する入札心得によります。

ア 入札書は持参により提出すること。

イ 入札執行回数は、1回を限度とします。

ウ 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格としますので、入札書に記載する金額は、契約希望金額の108分の100に相当する金額を記載すること。

エ 同日落札制限方式の適用がある場合は、同日に落札できる件数は、1業者1件とします。

4 その他

(1) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札保証金は、免除します。

イ 契約保証金

契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、多気町契約規則（以下「契約規則」といいます。）第31条第2項に規定する有価証券等又は金融機関等若しくは保証事業会社との保証委託契約の保証書を提供することにより契約保証金の納付に代えることができます。

(2) 開札

参加者は入札書及び添付資料を持参し、開札に立ち会うものとします。

(3) 入札の無効

本公告に示した競争に参加する資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札並びに契約規則第17条各号のいずれかに該当する入札並びに入札心得に示した無効の要件に該当した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消します。

なお、競争参加資格を確認された者であっても、公告日から落札者の決定までの間において、多気町建設工事等指名停止措置要領又は三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領に基づく資格（指名）停止を受けている者及び2の各号に掲げる資格のない者は、競争に参加する資格のない者に該当します。

(4) 落札者の決定

ア 契約規則第18条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者又は落札候補者とします。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者又は落札候補者とすることがあります。

イ 落札者となるべき同額の入札をした者が2人以上あるときは、当該入札者によるくじにより落札者（落札候補者）を決定します。

ウ 事後審査方式での落札者は、入札執行後の提出書類審査後に決定します。

エ 多気町建設工事等の談合情報対応マニュアル第1の1の（2）に該当する場合で、入札の結果、談合情報どおりとなった場合には、落札決定を保留し、マニュアルに基づく調査を実施します。

(5) 落札の失効

落札者が決定された日から5日以内に契約書を提出しないときは、契約規則第27条第2項の規定により、その落札者は契約締結の権利を失います。

(6) 議会議決案件

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成18年多気町条例第44号）に基づく多気町議会の議決を要する工事において

は、落札決定後、落札者と仮契約を締結し、多気町議会の議決を得た後に、本契約を締結します。

落札決定後、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始申立てがなされた場合又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始申立てがなされた場合には、当該請負者の施工能力等（施工計画、資金計画等を含む）を判断し、仮契約を解除できるものとします。

また、落札決定後、入札参加資格の制限又は資格（指名）停止を受けた場合、契約を締結しないことがあります。

なお、次に該当する事実を確認した場合には、落札決定を保留又は仮契約若しくは本契約の締結を保留します。

ア 多気町建設工事等指名停止措置要領の別表第2「贈賄及び不正行為等に基づく措置基準」に該当する容疑で強制捜査又は犯則調査を受けたとき。

(7) 支払条件

ア 前払金 有（契約金額の10分の4以内とし、最高限度額は5,000万円とする。）

イ 部分払 無

(8) 入札の中止

天災その他やむを得ない事由により入札を行うことができないときは、入札を中止することがあります。

(9) 落札者は、2(2)アの基準を満たす技術者を契約時に配置しなければなりません。なお、契約時に配置できない場合は、不誠実な行為とみなし多気町建設工事等指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがあります。

(10) 申請書又は添付書類に虚偽の記載をした場合には、多気町建設工事等指名停止措置要領により、指名停止を行います。

(11) 本入札及び契約後において、不誠実な行為に対しては適切な措置を講じます。